

文化財保存事業費関係補助金交付要綱

昭和54年5月1日
文化庁長官裁定
昭和55年4月4日
昭和60年4月5日
昭和63年4月7日
平成元年5月29日
平成2年6月8日
平成5年5月9日
平成4年5月27日
平成5年7月12日
平成6年7月8日
平成7年6月2日
平成8年5月15日
平成9年5月14日
平成9年7月11日
平成10年4月10日
平成11年1月8日
平成11年4月1日
平成12年4月3日
平成12年12月1日
平成13年7月16日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成21年3月12日
平成22年5月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成25年5月15日
平成26年4月1日
平成27年2月23日
平成27年4月1日
平成27年11月18日
平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成31年4月1日
令和元年12月13日
令和2年4月1日
令和2年6月1日
改 正

(通 則)

第1条 文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、史跡等購入費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、文化庁文化財補助金交付規則（昭和43年文化庁告示第6号。以下「交付規則」という。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件（平成12年4月3日文部省告示第57号。）、文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件（平成12年文部省告示第58号。）、補助事業者等が補助事業等により取得した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得した財産の処分制限期間（平成14年文部科学省告示第53号。）及び平成12年文部省告示第57号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件（平成27年文部科学省告示第131号）に定めるもののほか、この

要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、文化財保護法の趣旨に則り、文化財の適正な保存管理とその活用を図り、もって文化財保護の充実に資することを目的とする。

(交付の対象となる事業の種類、経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる文化財保存事業（以下「補助事業」という。）の種類は、別表の左欄に掲げるとおりとし、それぞれの補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）は、同表の右欄に掲げる者とする。

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額(率)及び補助金の交付のための手続きについては、この要綱に定めるもののほか、別に文化庁長官（以下「長官」という。）が定める「文化財保存事業費関係国庫補助実施要領」並びに各補助事業の種類に応じてそれぞれごとに長官が定める補助要項によるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の決定に当たっては、長官（第5号、第13号及び第14号に係るものにあつては長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会）は、次の各号に掲げる事項を条件として付するものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第1）を、都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に提出し、その承認を受けなければならないこと。

ア 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、配分された額のいずれか低い額の20パーセント（当該金額が5万円未満の場合は5万円）を超えない額の相互間流用の場合はこの限りでない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微であるとして長官が別に定める場合は除く。

(2) 長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがあること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、都道府県知事又は都道府県教育委員会を經由して長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 必要に応じて補助事業の遂行の状況に関する報告書（様式第2）を別に指示する日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により文部科学大臣が別に定める期間を経過するまでは、長官の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならないこと。

(7) 前号に掲げる財産につき、長官の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

(8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

(9) 補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前払いし、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用材等の売払代等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

(10) 補助事業の遂行により特許権等の知的財産権を取得した場合には、特許公報等の当該知的財産権の設定を公示した文書の写しを添えて、速やかにその旨を長官に報告するとともに、長官又はその指定する者に、当該知的財産権の実施を無償で許諾しなければならないこと。また、補助事業者は契約の相手方に対しても、当該条件を書面で取り交わさなければならないこと。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

- (11) 補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした補助金調書(様式第3)を作成し、これを補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

- (12) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならないこと。
- (13) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他の金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあつては、20万円を限度として手持ちすることができること。
- (14) 補助事業を行うために締結する契約等については、都道府県又は市町村の例に準じて行なわなければならないこと。

(間接補助事業の場合)

- (15) ア 補助事業者は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならないこと。
イ 補助事業者は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、第1号から第12号までに掲げる条件を付さなければならないこと。この場合において第1号から第4号まで、第6号及び第7号中「長官」とあるのは「補助事業者」とすること。
- (16) 第14号イにより付した条件に基づき、補助事業者が承認又は指示をする場合には、あらかじめ長官の承認又は指示を受けなければならないこと。

※特殊条件

(国宝・重要文化財建造物修理の場合)

- (17) 補助事業に従事する主任技術者については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者を使用しなければならないこと。

(国宝・重要文化財(建造物・美術工芸品)及び重要有形民俗文化財修理の場合)

- (18) 補助事業者は、補助事業で得られた知見について情報発信等の措置をしなければならないこと。

(国宝・重要文化財建造物修理で滋賀県、京都府、奈良県下の場合)

- (19) 補助事業を知事又は教育委員会に委託するよう申し込まなければならないこと。

(登録有形文化財建造物修理の場合)

- (20) 設計監理業務については、あらかじめ文化庁の承認を受けた者に技術的指導を申し込まなければならないこと。

(防災施設設備関係の場合)

- (21) 設置した当該防災施設について、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに長官に報告しなければならないこと。

(史跡等土地買上げ等の場合)

- (22) 補助事業者は、当該補助事業により取得した土地についての保存に適した整備を行わなければならないこと。

(申請の手続)

第5条 この補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(これに添付すべき書類を含む。様式第4)を別に定める提出期限までに都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を申請しようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助

対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知等）

- 第6条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第5）を補助事業者に送付するものとする。
- 2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 長官は、第4条第1号ア又はイに該当し計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果先に行った交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第6）を補助事業者に送付するものとする。
- 4 第1項又は第3項の場合において、補助事業者が都道府県以外の者である場合は、長官は、その者に係る交付決定内容通知書（様式第7）又は変更交付決定内容通知書（様式第8）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に送付するものとする。この場合において、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、速やかに補助事業者に対し補助金交付決定通知書（様式第5）又は補助金交付決定変更通知書（様式第6）を送付するものとする。

（申請の取下げ）

- 第7条 補助事業者は、交付の決定（前条第2項による変更交付決定を含む。以下、第10条第1項及び第11条第1項において同じ。）の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面（様式第9）を都道府県知事又は都道府県教育委員会を経由して長官に提出しなければならない。

（補助事業の遂行）

- 第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いをする場合において、補助事業者が地方公共団体である場合にあっては当該地方公共団体の法令の定めに従い、補助事業者が地方公共団体以外の者である場合にあっては、当該補助事業者の所在する都道府県又は市町村の法令の定めに基づいて実施しなければならない。

（実績報告書）

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、完了の日（補助事業の廃止の承認を受けたときは当該承認の日）から30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助事業者が都道府県である場合にあっては長官に、補助事業者が都道府県以外の者である場合にあっては都道府県知事又は都道府県教育委員会に実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第10）により当該補助事業の成果を報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第10条 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第4条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第11）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 前項の額の確定において、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明ら

かでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

- 3 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者が都道府県以外の者である場合に係る補助金の額の確定を行った場合には、補助金の額の確定に関する報告書（様式第12）に実績報告書の「写」を添えて長官に送付するものとする。
- 4 長官、都道府県知事又は都道府県教育委員会は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 5 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付等）

第11条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者が消費税法上の課税事業者である場合は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第13）を都道府県知事又は都道府県教育委員会に提出しなければならない。

- 2 都道府県知事又は都道府県教育委員会は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消等）

第13条 長官は、第4条第3号に該当し補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- （1）補助事業者が適正化法、適正化法施行令、交付規則若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
- （2）補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- （3）補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- （4）交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

- 2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第10条第5項の規定を準用する。

（東日本大震災復興特別会計における予算の移替え等）

第14条 東日本大震災復興特別会計において、教育・科学技術等復興政策費の項に係る予算を文化庁に移替えて実施する場合には、第1条中「文化財保存事業費の国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金、史跡等購入費補助金及び国宝重要文化財等防災施設整備費補助金」とあるのは「教育・科学技術等復興政策費の国宝重要文化財等保存整備費補助金」と読み替えるものとする。